

第12回藤沢市石綿関連疾患対策委員会  
会議録

2019年（平成31年）2月

総務部 行政総務課

開催日：2018年（平成30年）11月28日（水）

時間：18時30分から21時08分まで

場所：藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

出席者：村山委員長，永倉副委員長，名取委員，吉村委員，清水委員，久保委員，  
牛島委員，赤堀委員

【事務局】黒岩総務部長，斎藤総務部参事，古澤行政総務課主幹，  
及川行政総務課課長補佐

【担当課】村井子ども青少年部長，金子子ども青少年部参事，  
鳥羽保育課課長補佐，浜野保育課課長補佐，小山保育課主査，  
佐藤保育課主任，福室職員課主幹，小田職員課主査

傍聴者：0名

委員長	定刻になりましたので，始めさせていただきたいと思います。今回で第12回目ということになりますが，委員会を開催させていただきます。 まず，事務局のほうから出席状況について確認をお願いします。
事務局 （古澤行政 総務課主 幹）	現在の委員の皆さんの出席の状況でございますが，7名の方にご出席をいただいております。塩見委員からはご欠席のご連絡を頂戴しております。有菌委員についてはご連絡がございませんでしたので，もしかしたら遅れてお見えになるかもしれません。吉村委員におかれましては19時ごろにご到着のご予定でございます。 いずれにいたしましても，本会議が成立していることをご報告いたします。 なお，本日傍聴者はいらっしゃいません。 あわせて，資料の確認をさせていただければと思います。机上に配付をさせていただいておりますが，一番上が次第，その後，ホチキスどめの資料1，資料2，ペラ紙の資料3，4，5，6という形で資料6までございます。皆様，おそろいでしょうか。

	<p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>次第に従って進めていきたいと思えます。</p> <p>きょうは大きくは3点用意されています。まず最初が「専門部会の再編について」ということで資料が用意されています。これについて説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (古澤行政 総務課主 幹)</p>	<p>「専門部会の再編について」のご説明をさせていただきます。お手元の資料1「専門部会の再編について」をご参照ください。</p> <p>まず専門部会でございますが、現行は、1ページ目の上段の表の部分、判定部会、補償検討部会、リスク推定部会という3部会でこれまで実施をしております。この3部会は、最終報告書の策定、検診の実施を目的として構成してまいりましたが、今般、最終報告書の取りまとめをしていただきましたので、今後は、検診ですとか、新たに発症が確認された疾患と浜見保育園との関連性・因果関係を認定する部会を立ち上げていく必要がございますので、下段の表のように部会を再編してまいりたいと考えております。</p> <p>下段をご覧いただきたいのですが、左側の「検診相談部会」というのは「検診・健康相談部会」の誤りでございます。申しわけございません。検診・健康相談部会は今までの判定部会の流れをくむものです。構成員等についてもこれまでと変更はございません。ただ、疾患の因果関係の判定というものがここからは取り除かれておまして、検診と健康相談に特化するような形の部会という形で再編してまいりたいと思っております。</p> <p>その右側の補償検討部会には×が書かれておりますが、この部会は最終報告書の策定をもって一定の役割が終えているのかなと考えてございますので、この部会は廃止をしてまいりたいと考えております。</p> <p>その右側のリスク推定部会については、最終報告書の策定に当たって、リスクの推定を行っていただきました。今後は、実際には新たにリスクの推定をすることは、新たな事実がない限り必要はないと</p>

	<p>考えておりますが、廃止ということではなく、休会の扱いにさせていただきますまして、新たな事実が判明した際には、復活をする形で当該部会は存続をさせていきたいと考えております。</p> <p>一番右の「新規」と書いてございます認定部会については、新たな部会です。構成員といたしましては、学識経験者、医師、弁護士、「その他委員長が認めるもの」と考えております。この部会の主な業務につきましては、発症が確認された疾患と浜見保育園のアスベストとの因果関係の認定を担っていただくという形で考えております。</p> <p>ですので、上段にあります現行の3部会から、変更後という形で、新しい3部会に再編をしてみたいと考えてございます。</p> <p>資料を1枚おめくりいただきますと、具体的な設置要綱案を整理させていただきますいております。検診・健康相談部会の設置要綱案です。</p> <p>表の見方といたしましては、左側が改正後、右側が現在の判定部会で、検診・健康相談部会は判定部会の流れをくむものですので、判定部会の設置要綱を検診・健康相談部会の設置要綱に変更してみたいと考えております。</p> <p>2枚おめくりをいただきまして、真ん中に「案」と書いてある縦書きのものですが、藤沢市石綿関連疾患認定部会の設置要綱です。これは新たに設置をする要綱ですので、新しくこの要綱で整理をしてみたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、部会の再編についてでございます。</p>
委員長	<p>いよいよ市のほうで要綱が設置されて、具体的な制度が始まるということで、これまでの検討から具体的な実施ということになります。それに合わせて部会の編成も検討されたということです。</p> <p>今のご説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>この変更は、次の議題の要綱が施行された後ということですね。</p>
事務局	<p>そのように考えております。</p>

<p>(古澤行政 総務課主 幹)</p>	
<p>副委員長</p>	<p>新規の委員会ということですが、現行の委員会は保護者委員が任命されていたと思うのですが、変更後については、新規の認定部会で、「その他委員長が認めるもの」という枠がありますので、ここに入る余地があるのか、それとも、今後は全く専門的に認定に特化した委員会になって、保護者委員は特に招集しないのかというあたりはいかがでしょうか。当事者がいたほうがいいのかという気持ちもあるし、当事者の意見がどこかで反映したほうがいいのかという気持ちもあるし。</p>
<p>事務局 (古澤行政 総務課主 幹)</p>	<p>上部組織といいますか、この委員会自体には、保護者の代表の方というのは従前と変わらず、ご参画いただくかたちです。あくまでも部会の部分で、認定を担っていただく部会については、現段階で事務局のほうで想定しておりますのは、学識経験、医師、弁護士、それと、その都度「委員長が認めるもの」というかたちで考えているということでございます。</p> <p>そのため、保護者の委員の皆様には、対策委員会の中には、当然委員としてご参画いただき、あくまでも認定のところは、今の段階ではご参画はいただかないことを事務局としては考えております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>では、本委員会というか、対策委員会そのものは今の形が維持されるということですか。</p>
<p>事務局 (古澤行政 総務課主 幹)</p>	<p>はい。</p>
<p>副委員長</p>	<p>わかりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の点、これまでの現行のところをご覧いただいても、構成員はこういう形になっているのですが、これまでも時々保護者の委員の方</p>

	<p>にも参加をしていただいて議論したということもありますので、正式な構成員ではなくても、そういったご意見を伺う機会はあるといいかなと思います。ただ、実際に認定を出すという段階では、かなり明確な理由も付して、市の要綱に基づく認定をするという形になるので、その部分については最終的には構成員で判断せざるを得ないのかなと思いますが。</p>
赤堀委員	<p>これは結局、対象者の誰かが病気になりましたと言われて、その後どうするかというものしか書いてないけれども、人探しをしなければいけませんとか、まだいろいろあるじゃないですか。それはもうノータッチということですか。全部市にお任せしますと。そういうことに対して、こちらはもう全然関与しませんよということになるのですか。私は、市だけに任せると、何となくそのままになって、このまま何も進展がないような気がして、そういうところに先生たちから助言して、こういうふうにしたほうがいいのか、これではだめだとか言ってもらいたいんです。でも、この中の部会くらいだと、そういったことはないですよ。</p>
委員長	<p>もう少し具体的にすると、見舞金のあたりの話ですかね。</p>
赤堀委員	<p>そういうことで、きっとやってくれると思うのですがけれども、今までの経緯から本当にやっているのかとか、もっといい方法があるのにやってないとか、全然人が集まってないのにどうなったのかということを見てほしいとか、それが定着するまでは、言い方があれですが、皆さんに見張っていてほしいと考えるのですが。</p>
委員長	<p>あくまでここに書いてあるのは部会であって、3つの点についてはかなり時間をかけて議論する必要があるだろうということで今検討されていると思います。</p> <p>これに加えて、対策委員会という上に書いてあるものも、どれぐらいの頻度かわかりませんが、定期的には開かれるはずで、その中で見舞金の支払いの状況とか、そういう話も出てくるのではないかと思います。そういう中で、赤堀委員のご心配されている議論も出て</p>

	くる可能性があるかと思いますが。
赤堀委員	見張っていてほしいと言うとあれですが、結構早目にしないと、またどんどん忘れられていってしまうというのが心配です。
久保委員	部会の規定を変えるということですが、対策委員会そのものの設置要綱は変わらないのですか。
委員長	これはこれまでどおりだと思いますが。
久保委員	一応報告書を提出したということで、初期の仕事は終わっているのですが、今後、認定部会の運用もそうですし、検診のほうの関係もそうですけど、定期的に委員会を開いて、そこに報告をして議論する。その関係で、今言ったような話も含めた市の実施状況について報告を受けて、意見を述べる。そのような機会を、1年に1回か2回か、ある程度定期的に設けてやったほうが、今のお話にも応えられるような気がするので、この委員会の設置要綱の中も含めて、それをはっきり決めておいたほうが良いような気がいたします。
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	今のご意見、ありがとうございます。委員会の設置要綱、審議事項が定められてございますので、その中に今ご指摘をいただいたような、例えば進捗状況の管理というか、チェックというか、そういったものを追記させていただきたいと考えております。どういったペースになるかわかりませんが、定期的にそこは開催させていただくような形の審議事項の追記をさせていただくように、事務局で検討させていただいてもよろしいでしょうか。
委員長	そういう形でいかがでしょうか。 それは設置要綱の中に文言が入るということですね。
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	そうですね。審議事項のところに付加をしていくというのはどうかと考えております。今ですと、例えば検診であれば検診に関することという書き方になっているのですが、その状況のご報告ですとか、進捗状況ですとかというのを、定期的にご報告できるような形に変えていくということで対応させていただければと思います。
久保委員	部会の運営状況もそこで報告して、委員の共有の知識にしてもらっ

	て、それで話をするということも含めてですね。
副委員長	部会の流れとは別に、これはさしがや保育園事例でもやっているのですが、心理相談みたいな枠というのは、検診とはまた別で、すぐにでも相談したいという人がいるかもしれないと思いますが。
名取委員	それについては、健康相談部会がありますので。それはいつでもできるということです。
副委員長	それは招集をするという形になるのですか。
名取委員	招集をするというよりは、対象者が申し込んで、そういう申し込みがあれば対応するということですね。
副委員長	その体制を確保しておかないと、ということと、それは相談はなくてもいいけれども、継続的に窓口だけは開いたほうがいいような気がするのですが。
名取委員	たしか先ほどのところに、心理相談については「当該相談等の場に部会員を派遣し、これに対応する」と、ちゃんと入っていますので、もし呼ばれたら委員が行く体制はもうできていますから。
清水委員	心理相談については、具体的なところでどういうふうに進めていくか、市のほうとも調整しながら考えていかなければいけないかなとは考えています。
赤堀委員	すぐにでもあるかもということですか。
清水委員	今度の説明会のときに希望があるかもしれませんので。
名取委員	すぐというのはなかなか難しいですが、定期的に年に何度かは開催するとか、そこから必要に応じて追加する、そういう形は大体普通とっていますので。
副委員長	周知をする事業が入ってくるから、対象者の人に相談会を開きますよというのを周知しなければならない。ただやっていますというだけだと、知らなかったという話になってしまうと思いますので。
赤堀委員	周知しても、ほとんどの人はそれを知らないことが多いから…。
副委員長	相談したい人がいなければいいのですが、相談したい人がいた場合に、それがわかるようにしないといけない。その工夫が課題です



	ね。
牛島委員	これを本委員会だけでできるのかということですね。
赤堀委員	そういうことに気づかないし、探せないしということは今までもずっとあって、また今後もそうで、いろいろな方の声を聞いたら、「すごく心配なんです」という方がいっぱいいらっしゃるんだけど、市が「やっています、連絡しています」と言っても、目につかなさ過ぎて、せっかくやってくださっているのにということがあるから、そうした広報的な部分をこの委員会でどうにかできないものでしょうか。
牛島委員	広報部会みたいなものを別に立てるか、本委員会の中でやるかということですかね。
事務局 (黒岩総務部長)	資料2をご覧いただきたいのですが、これは先日、市のほうで定めまして、12月の市議会の中で報告するものになります。要綱というのは、オフィシャルな形になるものです。第1章の第2条に「市長は、対策を実施するに当たって必要な事項について、藤沢市石綿関連疾患対策委員会と協議の上、対策を策定し実施するものとする」とあります。 先ほど見張るといようなお話もありましたけれども、ここをもって市が単独ではなく、2ページ以降に、対象者のこととか、検診の計画のこととか、いろいろ書いてありますが、全てこちらの委員会とご相談させていただいて実施するということです。市の対応に問題があれば、ご指摘をいただいて改善する。全てこの2条をもって委員会と調整する。だから、市が勝手にやるとか、市が全然やらないということについては、委員会と協議の上、改善するということが公にされますので、そのところはそういう形でご理解いただければと思います。
赤堀委員	第6条ですが、これは見ないと毎回言っているのです。ホームページも見にくいし、ニュースレターもペラッと入って見にくいから、これでやりますと言われても、これじゃない方法でお願いしますと

	私としてはずっと言ってきたのですが。
事務局 (黒岩総務 部長)	情報提供がこれで足りなければ、さらにそれ以外のものもご相談の上、やっていくということになるかと思えます。これに限定するわけではないですから。
久保委員	そうなのですが、現実問題としては、なかなか難しいですよ。
副委員長	対象者が多いから、簡単ではないだろうなという気はしますが。
赤堀委員	簡単ではないけど、市としても努力しないとだめですよ。
事務局 (黒岩総務 部長)	今私が言いたいのは、市がもうこれをやるからご心配なくということではなくて、全て委員会と協議の上ということですから、ご心配の部分、懸念される部分は、全部上乘せして対応できる、そういうような要綱になっているということをご理解いただきたいと思います。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	<p>今要綱の話が出てきたのですが、第6条はシンプルに書いてあるのですけれども、これは要綱ということで、細かく書き込むのではなく、おおよその考え方を示しているもので、実際に実施するに際しては、委員会と協議したり、ご意見を伺ったりしていく考えは担当課としても持っております。</p> <p>そのような中で、ホームページがわかりづらいというお話が以前からありまして、今トップページから直接詳細ページに行けるようバナーを作ったり、少しずつ改善しているという状況です。</p> <p>今後、見舞金を含め、新たな制度が始まりますので、議会の議決が必要ですが、予算がつかましたら、それを執行するための周知を図っていくこととなりますので、そこら辺は、この要綱だけ見ると、不安になるかもしれないのですが、ここは例示として書かせていただいているところで、これ以上のことをやっていく考えはございます。</p>
委員長	委員会としては報告書を出して一段落ですが、これから要綱が実際にスタートして、具体的に動き出す段階で、細かいことを決める必要が出てきて、それについては、今のお話のとおり、市のほうが原

	案を作成されると思うのですが、そこら辺は委員会と協議をするということですので、ある程度の頻度でこの委員会は開くということになるんですかね。具体的な回数みたいな話はまだ出てはきてないと思いますけど。
事務局 (黒岩総務 部長)	それも全部ご相談の上で決定したいと思います。
委員長	<p>要綱の内容について少し話が進んでいるのですが、この部会についてはいかがでしょうか。ひとまずこの形で始めるということでしょうか。問題が出てくれば、その時点でまた部会の検討ということもあり得るかと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問, 意見: なし)</p> <p>では、ひとまずこの形で進めるということで次の議題に入らせていただきたいと思います。</p> <p>次の議題が要綱の内容ということで資料2になります。これについてまずご説明をいただいて、それぞれの部分についてご質問, ご意見をいただければと思います。では、説明をよろしく願いいたします。</p>
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	<p>議題2「藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱等について」、ご説明申し上げます。</p> <p>前回の委員会において、最終報告書を受けて検討した浜見保育園アスベスト事案に対する市の考え方をご報告させていただきましたが、その後、9月の子ども文教常任委員会、それと園児・保護者説明会においていただきましたご意見等を踏まえ、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱という形で対策を決定いたしました。</p> <p>お手元の資料2が要綱ですが、そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>まず始めに目次がございます。第1章総則、第2章検診、第3章補</p>

償・給付，第4章見舞金，第5章補則，最後附則という構成になっております。

章ごとに内容が大きく分かれておりますので，全体を説明して一括ではなく，章単位で説明させていただいた後，その都度，ご意見等いただければと思います。

第1章と，少し飛びますが第5章と附則について，始めにご説明させていただきます。この要綱ですが，実際に運用するために，その考え方をまず要綱という形で作ったものです。

第1章，総則ですが，まず始めに「趣旨」ということで第1条がございます。アスベスト飛散による健康被害の疑いが生じていることに伴い，本市が実施する健康被害対策について，必要な事項を定めるという趣旨での制定となります。

第2条，先ほど少し話題になりましたけれども，対策を実施するに当たって必要な事項については当委員会と協議の上，対策を実施するものとする。

第3条は，前回もご報告しました月ごとに分けた区分となります。

1号から6号まで，吹付けアスベストが露出している期間，改修工事の期間，囲い込み期間，雨漏り，さらに雨漏りプラス点検のために天井板外しをした期間，あとは囲い込みをしている期間（防水工事から除去まで），そのような6区分に分けるということをも3条で定めております。

第4条は，「在園管理台帳」という見出しとなっております。「市長は，園児の氏名，生年月日，在園時の住所，現在の住所，電話番号等の連絡先，保育園在園期間，既往歴及び保護者氏名を記載した在園管理台帳を整備し，永年保存するものとする」。このような在園管理台帳を具備するという内容をここに加えております。

少し飛びますが，本日お配りしている資料3をご覧くださいませでしょうか。冒頭申し上げました9月の子ども文教常任委員会と園児・保護者説明会において出された意見の主なものを表にまとめております。

「主な意見」で、まず1つ目、「名簿がない期間の園児をどのように探すのか」というご意見を多くいただきました。これにつきましては、「広報やホームページ等での情報発信により情報収集に努め、在園管理台帳の整備を行います」。これは今読んだ4条と連動しているところで、このような意見を踏まえて、在園管理台帳の整備という考えを追加しております。

2つ目に、「対象者への周知が積極的ではない」というご意見もいただきました。それで、先ほども申し上げましたが、トップページからアクセスできるよう既に対応しております。さらに、新聞等への広告掲載や病院等へのポスター張りなども検討しております。これは予算に関係してくる部分でもありますので、今後予算要求をしていく準備をしております。

3つ目に、「客観的な在園の証拠を自分で持っていない場合はどうするのか」というご意見もいただきました。これについては「特定が困難な場合に備えて、複数の証言により特定するなどの基準を予め定めます」という対応でこの部分を解消していきたいと考えております。これは要綱の第5条にその記載を入れております。

4番目に、「海外にいる場合は、検診をどうしたら良いのか」、海外にいる場合のご心配というのも複数いただきました。これについては、あらかじめ検診計画を策定し、アスベストニュースレター等で周知することによりまして、計画的に検診が受けられるよう配慮していきたいと思っております。これは要綱の8条の2項にそれを踏まえた追記をしております。

「主な意見」の最後として、「精神的な疾患になった場合は、補償の対象になるのか」というご意見もいただきました。これについては委員会とも協議してまいりますということでその場では回答いたしました。濱見保育園のアスベストとの起因性という問題が当然出ますので、ここについては起因性の判定が難しいという見解もありまして、市の案としては、対象の疾患には現段階では加えておりません。こちらについては後ほどご意見等いただければと思っております。

資料2の要綱に戻っていただきまして、2ページの第5条です。今ご意見の話を先にしましたが、「園児の確認」の記載を第5条でしております。「在園当時の名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合は、在園確認申出書及び在園を証明する資料の提出を求め、別に定める在園に係る確認基準により判定するものとする」。在園確認については基準を設けるという規定にしております。

第6条「情報提供」につきましては、先ほどご説明したとおりで、例示としてそちらに出ておりますが、それ以上の対応を目指しております。

第7条「健康相談」の部分は先ほども話題になりましたが、今後、調整が必要になってくる部分かと思えます。「健康相談及び心理相談を実施する」という規定も設けております。

少し飛びまして、5ページの一番下の第5章の第25条です。全体の制度の実施につきましては要綱という形をとらせていただいております。ただ、要綱はすぐに変えられてしまうというご心配の声もありましたが、先ほど第2条のところでも、対策の実施は委員会に諮るという規定もございますし、ここの「対策の見直し」の部分でもそれに関連した規定となっております。

「対策の見直し」ですが、「アスベスト事案に関し、新たな事実が判明した場合、又は医療技術の進歩により検診手法の見直し等があった場合については、委員会の検討結果に基づく対策を講じるものとする。なお、対策の見直しにあたっては、園児及びその保護者に対し、周知するとともに、ホームページ等による周知も行うものとする」。そういった周知をすることもここでうたっております。

6ページに移りまして、実際にこの要綱を改正する場合の手続を26条で定めております。最初のほうで言い換えをしておりますが、「委員会」とは当委員会のことです。「この要綱の改正を行うときは、事前に委員会と協議し、その結果に基づいて改正を行うものとする」という定めを設けております。

	<p>最後、附則ですが、「この要綱は、平成30年12月21日から施行する」。12月21日は12月議会の最終日となります。12月議会には、浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱の対策に係る委員会報告を行うとともに、補正予算案を議案として提出しております。最終日、12月21日施行として、それまでに準備を整えていきたいということで、この日にちを設けております。</p> <p>7ページ以下につきましては、各種様式を定めております。それぞれ上のところにある第何条関係という条文がそれぞれ関係する箇所となります。</p> <p>一旦ここで説明を切らせていただきます。</p>
委員長	<p>今2つ目の議題で要綱の説明に入りましたが、1章の総則、5章の補則、附則の部分、これに関係して、資料3の9月の説明会のときにいただいたご意見に対する対応もあわせて説明をいただきました。</p> <p>今の点について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
牛島委員	<p>在園確認申出書というのは、名簿がない期間の人だけが、必要があれば出すということで、名簿がある期間は出さなくていいという理解でよろしいですか。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>はい。そのとおりです。</p>
牛島委員	<p>となると、名簿がある人たちは、台帳がとりあえず自動的にできて、年に1回なり、2年に1回なり、住所、電話番号、Eメールなりが変更してないかを確認する手続をとるということですか。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>今の段階ですと、ニュースレターを出すことによる確認ということにしておりますが、場合によっては、定期的に確認する方法も検討したいと思います。</p>

赤堀委員	今、市が持っている名簿の人たちは出さなくていいというわけではないですよ。だって、ここに書いたけど、本当にニュースレターとかが来たかどうかわからない人もたくさんいるから、基本的には全員にやるということではないのですか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	市が持っている名簿がある方、書類として記録が残っている方については、それをもとに台帳を整理しますが、記録が残ってない方、あるいは、今電話等で受け付けている方については、改めて申出書を出していただくこととなります。
赤堀委員	説明会で皆さんとお話したときとブレがあったという話を聞いています。説明会のときに私が質問したら、私の言ったとおりですと言われました。対象外の期間の人には、見舞金は払われなくても、浜見保育園には在園していたわけなので、万が一発症してしまった場合には補償などは払われるということですかと聞いたら、そのとおりですとお答えになって、ホームページなどにも書いてあったかと思えます。しかし、その後、そうではないというふうにこの委員会で意見が出たという話を聞いたのですが、それは結局どうなったんですか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	CとFの期間の取扱の話ですね。
赤堀委員	そうです。説明会のときに質問したら、私の考えのとおりにおっしゃったと思うのですが。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	その直前の委員会の中でも話題になった部分かと思うのですが、見舞金の、要するに、囲い込み期間…。
委員長	その点はまだ、今の説明には入っていないと思うので、後でやりませんか。



牛島委員	関係はするのですが、見舞金のところを聞いてからのほうがいいですね。
赤堀委員	はい。
委員長	今は第1章の総則と第5章で、これに関係して様式が幾つかついていきますので、この内容を中心をお願いしたいと思います。
久保委員	管理台帳に載っているかどうかは別として、今ニュースレターを送れるように住所と名前を把握しているのは、結局何人になっているのですか。大体でいいですが、現時点で何人ぐらいになっているのか。把握しなければいけない全体の人数は600,700,800ぐらいですか。いろいろ説明会を通じて新しくわかった人もいますみたいですがけれども。
担当課 (小山保育課主査)	10月17日時点ですが、ニュースレターが届いている方と新たに情報提供で把握している方が、昭和59年度までの名簿がない期間に関しては134人となります。
久保委員	それ以降は何人でしたか。
担当課 (小山保育課主査)	平成11年度以降につきましては、18年、19年は含まれないので、今回の対象となる防水工事前の期間、つまり、平成11年4月から平成18年2月までの方ですと、264人になります。
久保委員	分母はわかりますか。分母の人数というのは大体何人ですか。
担当課 (小山保育課主査)	分母は750人です。
委員長	半分強はわかっているということですかね。
事務局 (黒岩総務部長)	見舞金の対象となるのは750人ぐらいで、住所を把握している人数がおおよそ400人ぐらいですよ。
久保委員	あと300ちょっとですね。わかりました。
名取委員	今の点について1つだけ。氏名等は当然出せないわけですが、何年の在園者は何人と推定され、何人判明したというような資料を、

	この対策委員会には継続的に必ずご報告をいただいて、それがずっと20年にわたって更新されていくというシステムをおつくりいただいたほうが良いと思うのです。今すぐはできないので、今後そういうふうな形にさせていただくことをご提案したいと思います。よろしくをお願いします。
委員長	ほかの点はいかがですか。
牛島委員	第1号様式の「在園管理台帳」で、「保護者氏名」というのを入れているのですが、長年かかることを考えれば、本人、保護者以外の関係者というか、保護者のほうで先に亡くなる方がいると、ここを基準に割り出すのが難しくなるかなみたいな気もします。何かいい案があれば。きょうだいというのもありかなと思ったのですが。それは任意で、本人が言いたくなければあれですけど。保護者なりの部分、いかがですかね。
赤堀委員	親は関係あるのですか。
牛島委員	親がわかれば、そのきょうだいとか、子どもたちがわかりやすいのかもしれないですけど。親を手がかりに探そうというのは、現状ではいいのかもしれませんが、だんだん……。
委員長	保護者というのは、当時の保護者ということですかね。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	想定しているのは、その当時の残っている情報を生かした形での台帳整備というところで、保護者の部分が、両親以外の方というのも当然想定はされますけれども、そこら辺、下の欄などの「確認文書等」で、必要な内容は適宜整備していきたいと考えています。
委員長	中にはそれなりのお年になっていらっしゃる方もおられるので、少なくとも現在の保護者ではないですね。当時のということですね。ほかはよろしいですか。  (質問、意見：なし)  では、先に進ませていただいて、2章の部分になりますが、説明をお願いします。
担当課	続きまして、検診に関して、要綱の2ページをご覧ください。

(小山保育  
課主査)

対象者については、第8条で規定をしております、第3条における囲い込み期間以外の方が対象となります。ただし、雨漏りがありました平成11年4月から平成16年3月の期間につきましては、在園期間が1年以下の方を除きます。また、検診実施時点におきまして、在園の初年から20年以上経過し、かつ、20歳以上の方が対象となります。

また、海外等にお住まいの方ですとか、遠い場所に居住している方に関しましても、計画的に検診が受けられるよう検診計画を策定したいと考えております。

続いて、胸部エックス線写真の取得についてです。第9条のところで、検診の実施案内を送付いたします。検診を希望する方については、受診の申し出をしていただきます。

読影に使用します胸部エックス線の写真につきましては、基本、職場等の健診時に撮影したものを使用いたします。また、その写真につきましては、対象の園児または医療機関から市が取得いたします。なお、健診の機会がない方につきましては、市が特定の日時で胸部エックス線撮影の機会を提供いたします。

続きまして、読影と判定についてです。第10条をご覧ください。胸部エックス線写真につきましては、最低、年1回、検診・健康相談部会を開催しまして、読影を行い、胸膜プラーク及び肺がんの有無について判定いたします。

また、判定した結果につきましては、判定後1カ月以内に対象の方へ通知するものとします。

費用負担につきましては、第11条にありますように、胸部エックス線写真の取得等に要した費用については市が負担いたします。

また、市が設定した撮影の機会に胸部エックス線撮影を行った方につきましては、検診手当及び交通費としまして、一律4000円を支給するものといたします。

また、こちらの要綱には記載がありませんが、胸部エックス線写真を撮影した後、要精密検査の指示が出た場合のCT撮影等に関する

費用についてですけれども、市の考え方をご説明いたしまして、後ほどご意見をいただければと思います。

考え方としましては、検診・健康相談部会の指示による胸部エックス線撮影及びCT撮影につきましては、市が費用を負担するものとしします。

また、部会の指示によらず、本人の希望や自己判断によるものにつきましては自費といたします。

また、要精密検査の結果の方で、CT撮影に伴い、医療機関での診察が必要な場合についても、自己負担分を市が負担するものとしします。

また、CT撮影の際の検診手当についてですが、市が設定する検診においてCT撮影を行った場合には、基本、検診手当の支給を考えております。

また、市が設定する検診以外で、かつ、指定の医療機関というのを最終報告書でご意見をいただいておりますが、北里大学、平塚共済病院と市の関連医療機関とありますので、そちらで胸部CT撮影を行った場合は、交通費を市が負担するものとしします。

この報告書には記載がありませんでしたが、遠いところに居住されている方につきましては、こちらの医療機関で撮影することが難しい方もいらっしゃると思いますので、自宅から最寄りの医療機関への移動についても交通費の支給に入りたいと考えております。

続きまして、費用の申し出につきまして、第12条になります。

医療機関等への支払いは、市が直接手続を行える場合については、医療機関等からの請求書により支払います。

また、本人でしか手続が行えない一部の医療機関につきましては、第3号様式となります胸部X線写真取得費用申出書及び領収書によって、本人に対し支出をいたします。

また、検診手当と交通費につきましては、市が設定する市の主催の検診ということになりますが、受診報告書、受診の完了をもって支出をいたします。

	検診については以上となります。
委員長	ご質問、ご意見はございますか。
名取委員	<p>皆さんいろいろとお忙しい中でおつくりになっていると思うので、単純なミスですが、3ページ、第10条の2項で、検診・健康相談部会によって判定した結果について、検診・健康相談部会が作成して、検診対象園児へ通知するものは、第3号様式という紙が後ろに入っています。第3号様式（第10条関係）となっておりまして、このタイトルは「アスベスト関連疾患検診結果票」でありまして、「画像診断報告書」ではないので、「アスベスト関連疾患検診結果票（第3号様式）」というふうにご訂正いただければと思います。</p> <p>同じく第12条の第1項の「胸部X線写真取得費用申出書」は、後ろのところを見ていただくと、名前は合っているのですが、「第3号様式」となっておりますので、「第4号様式」というふうにご訂正されたほうがよろしいのではないかと思います。</p> <p>同じく第12条の2項でございますが、最終的に終了時に提出した「アスベスト関連疾患検診受診報告書」、これも名前はそのとおりですけれども、第5号様式です。</p> <p>その3点をご訂正いただければと思います。</p>
久保委員	今11条のところではいろいろ検診手当の説明をされたのですが、それについての資料はないのですか。資料というか、今話された内容の紙はないのですか。
担当課 (小山保育課主査)	資料はお手元にはご用意していないので、本日は市の考え方を口頭で説明するかたちになります。
委員長	何か文書を用意していただけないですか。議事録を見ればわかるといえばそうなんですけど。
名取委員	今言われたことを一番簡単に直すとする、レントゲン撮影というのは普通の単純写真からCTまで全部入りますので、「レントゲン撮影を行った者に対し」は、例えば第11条の2項ですが、「レントゲ

	<p>ン撮影」というふうにしておけば、全て包括されることになるのです。「胸部エックス線写真」と書いてしまうと、もうそれだけになってしまうので。エックス線写真と特定したいときもあるかと思いますが。今のところで申し上げますと、取得についてでなければレントゲン撮影。だから、第11条の2項のところで、胸部エックス線写真を撮られた場合であっても、さらにCTを撮られた場合でも、検診手当及び交通費として一律4000円は支払われるというふうには読めますので、その点ではこれで読みかえはできるようになっているように思います。レントゲンは全てを網羅しているのです。</p>
久保委員	<p>初歩的な質問なのですが、言葉としてはCTも含むのですか。</p>
名取委員	<p>もちろん含みます。レントゲンというのは乳房の撮影から胃のバリウムから全て含まれます。だから、レントゲン撮影を行った者についての検診手当と交通費で一律4000円支給というところだけは胸部エックス線写真とは書いてないのですね。第11条2項だけ。</p>
久保委員	<p>9条の3項もそうですね。</p>
名取委員	<p>全てのエックス線写真の取得というところについては、これはエックス線写真の取得だからいいじゃないですか。</p>
副委員長	<p>逆にCTという文言がないんですね。</p>
名取委員	<p>いいんです。CTでなくてもほかのものをやるかもしれないから、レントゲン撮影と大きくしているということは、逆に言うと、エックス線写真以外のものも拾われるというふうに読めるのですよ。それがレントゲン撮影を行った者と、エックス線写真という一部に限定したものとの違いになります。そういう読みかえであるということであれば、余り問題は起きないので、議事録に残るのでしょうか、そういうことでいいならそれでいいし、もっと明確化したいというのであれば、ほかのものを入れてもいいとは思いますが。</p>
副委員長	<p>そういう趣旨で書かれている気もする。</p>
委員長	<p>久保委員から何か文言の修正をしたほうがいいのかと思うものがあれば。</p>

久保委員	文言の修正というよりも、なかなかすぐには理解できない内容ですね。
委員長	要綱の下にある運用指針の中に出てくる話かなという気はしました。ただ、先ほどおっしゃったことはやはり文書をつくっていただいたほうがいいですね。箇条書きでもいいので。
牛島委員	9条の3項で「取得ができない場合は、レントゲン撮影機会を提供し、胸部X線写真を取得する」。これは「レントゲン撮影機会を提供し」、でも、エックス線写真なのですよね。言葉的に言えば、CTとかその他にこだわってなくて、エックス線写真を市が取り寄せるということを行っている部分ですよ。
名取委員	エックス線写真を当該年の職場の健診で撮影したものを使用したり、それ以外のもので行った、つまり、市のほうに来てくださいますといった人には、検診手当と交通費で4000円をお支払いするというために、これはそもそも書いてあるんだと思います。 ただ、「前項の規定による取得ができない場合は」、全部オーケーになっているから、そこを読めば、第11条の2項で、いろいろな場合を網羅しているというふうに読めなくはない。そこをはっきりしたほうがいいのかどうかということかと思えます。ただ、たまたま非常に狭い言葉が使われていないので、広い解釈は可能ではあると思いますが。
赤堀委員	後任の人が読んで、それはわかりますかね。市の担当者が替わられて、その人が要綱を見た場合、今、名取委員が言われたことが継承されますかね。
名取委員	ただ、要綱で決めるべきことなのか、要綱以下のところは事務内規で決めてしまえばいいのか。そこら辺はどのレベルまでなのか。余り細かく決め過ぎると、今後困った場合に、それもまた全部変えてしまうかみたいな話にもなるときもあるわけです。
久保委員	ただ、これは市の問題かもしれないけど、お金を出すという問題になると、要綱ぐらいに書かないといけないのではないかと思います。

	今の提案は、どの範囲まで検診手当を出すかという話なんですよ。
担当課 (小山保育課主査)	はい。
名取委員	例えば、厚生労働省でやっている石綿の健康管理手帳というのは、普通は胸部エックス線を撮って、必要があつてC Tのときは、国が退職者の方にお金を払いますね。そういうシステムになっているから。そういうことで考えると、必要な場合、C Tとか、そういう費用を出しますかという話にはなつてはくるのかもしれないけど、そこまで細かく書くのか書かないのかですよ。
久保委員	さっきの提案の内容というのは、エックス線で診た後に、さらにC Tをちゃんとやってくださいということで、C Tを撮影に行ってもらったら、そのときの費用はこちらが負担するというので、検診手当も出すという話なんですか。今よく聞こえなかったというか、頭に入らないというか。
担当課 (小山保育課主査)	検診手当については、市が設定した検診でC Tを撮影した場合については出します。市が設定しない場合といいますのは、ご本人が好きな病院、好きな日にち、時間帯にC T撮影を行っていただくというのを想定しています。
久保委員	それはこちらの読影で、今度、精密検査でC Tを撮ってきてくださいと言ったときにも、検診手当は出さないという案なんですよ。
担当課 (小山保育課主査)	そうですね。
名取委員	でも、一方で北里大学と平塚に行ってくださいと言っておきながら、それを出さないというのは、何か公平性を欠くというか、市の場合だけ出すというのは、ちょっと何かあれっと思うのですが。
久保委員	北里へ行く場合は市が出すんですか。
担当課	市が設定するのは、委託契約をする市内の医療機関になりますので、



(小山保育課主査)	基本、そちらと市が日程調整をした日にちと時間、幾つか複数の日にちは出せるとは思うのですけれども、そちらでCT撮影をしていただく方については手当を出します。あとの方は交通費実費を出します。そのようなつくりを考えております。
名取委員	大体10人に1人ぐらいは、念のために精密検査を受けてくださいという方が出るわけです。そういう方は大変不安にもなっているわけだし、そこで1万5000円ぐらいのことで市にマイナスの行為をとるのは余り得策とは思われないので、それは広くそのくらいのことはしてさしあげておいたほうがいいと思います。より危ない病気に近づいている人ということですから。そういう方に対して、安心の情報を出すときは問題ないけど、ちょっと不安な情報を出して、しかも額が膨大だったら、それは幾らなんでもというのはわかりますけど、CTは自己負担でも1万5000円くらいですから、それがまれに出ることに、余り制限を加えるような考えはとられないほうがいいと思いますが。
久保委員	いや、その1万5000円は出すと言っているんですよ。
担当課 (小山保育課主査)	撮影費用については全て市が負担します。
名取委員	1万5000円は出すけど……。
久保委員	検診手当の4000円。
名取委員	例えば、詳しい検査が要るから、その先生のもとに行きたいとか、そういうことがだんだん出てくるわけじゃないですか。今話しているのは、4000円の話なんですね。
久保委員	そうです。4000円の話です。
副委員長	いずれにしても、表がないと、頭の中で判断できないですね。
牛島委員	交通費は出すけど、4000円は出さない。だから、その差額ということですよ。
名取委員	1万5000円は出すけど、4000円は出さない。

担当課 (小山保育 課主査)	1万5000円の撮影費用プラス交通費は出します。
牛島委員	4000円を超えようが、交通費は出すと。
担当課 (小山保育 課主査)	実費は出します。
牛島委員	そのかわり、交通費が100円の人については、1万5000円と100円となるということですね。
担当課 (小山保育 課主査)	そういうことです。
久保委員	実費ですからね。市の指定のところに来れば検診手当が出る。そこへ行けと言われても、ほかのところへ行ったときには、検診手当は出ない。そこで整理したいということなんですか。
担当課 (小山保育 課主査)	ただ、人によっては、住んでいる場所によって、もしかしたら検診手当の4000円で賄えない人もいるかもしれないので。
久保委員	何が賄えないのですか。
担当課 (小山保育 課主査)	検診手当が4000円なので、交通費の部分が賄えないということですね。
久保委員	交通費は出すんでしょう。
担当課 (小山保育 課主査)	交通費は出すんですけども、市が設定する方については、検診手当と交通費込みで4000円になりますので、4000円以内におさまらない方については、別途、近くのCT撮影ができるところで撮影していただいたほうがメリットはあります。そういうつもりです。
名取委員	要するに、胸部エックス線写真のときはすごくきれいなわかりやす

	いフローチャートがあったじゃないですか。あれのCT版がないとわかりにくいということですね。
久保委員	話がわかりにくいし、細かい話ですからね。 要するに、交通費込みで4000円ということですね。
赤堀委員	再検査を何でそんなに分けるのですか。
牛島委員	再検査だから、1回目はもらっていて、2回目も同じか、より深刻になっていくわけなので。
委員長	検診は割と近々行われるわけですよ。ですから、それに付随する話だと思うので、今の点については割と早目の段階に整理をして、わかりやすい形で提示をしていただいたほうがいいと思います。
久保委員	今の話は、市というか、その中では整理ができていますよね。こちらがよくわからないというか、こんがらがっているだけで。
名取委員	エックス線撮影が実施されて、読影されるのが3月3日で、それをもとにして通知がいて、念のためCT撮影はどうですかというのが起きるのは来年の4月の話なので、要は3月までにこの委員会が開かれて、そこを確定するという準備をしておけばよいということだと思うので、今決めないと間に合わないという話ではないと思います。この委員会が3月にまた開催されて、そこで今話があったような資料を出されれば間に合うことだという気がいたしますが。
担当課 (小山保育課主査)	わかりにくくて申しわけなかったのですが、エックス線写真とCTについては同じ考え方になりまして、両方とも市が実施する検診に来られた場合には検診手当を支給します。それ以外については、撮影費用と交通費を支給します。それはエックス線についてもCTについても同じ考え方をしております。
牛島委員	みんなエックス線のほうをまず受けますよね。
名取委員	でも、それも取得したり撮る場所がばらばらなのです。例えば、北海道で撮ってそれを送ってくる人もいるわけです。もうそこからいろいろばらけてくるわけじゃないですか。同じようにCTもばらけてくるときにどうするかという話の整理を今してくださっている。

牛島委員	でも、少なくとも要精密検査のために、市がC T撮影の機会を設定して何かやるという前提なんですね。
担当課 (小山保育課主査)	この後、また今後のスケジュールをお伝えするのですが、3月に読影会を設定しております、その読影会で要精密検査が出た場合に、C T撮影の日をちを設定する予定であります。
牛島委員	それは11条の2に当たって、レントゲン撮影を行った者というには、エックス線だけではなく、C Tも、市が撮影機会を提供する場合のレントゲン撮影ということで、4000円は入りますよという理解でいいですか。
担当課 (小山保育課主査)	そのような考え方で整理をしたいと考えています。
牛島委員	ご自分で行かれるような場所のときには交通費を出すと。
担当課 (小山保育課主査)	その場合は、撮影取得費用と交通費を市が負担しますというつもりです。
牛島委員	レントゲンという言葉の定義自体もよくわからないですね…。
久保委員	何回も聞いていたら、何となくわかってきましたけどね。
名取委員	フローチャートでつくっていただくと、よりわかりやすいですね。
清水委員	目で見られるものがないと、言葉だけではなかなか入ってこないもので、やはりそれが必要ですね。
担当課 (小山保育課主査)	その点につきましては、また書面でお示しいたします。
委員長	要綱にいろいろなものを含めようというところもあるのですが、そうすると、逆に動きがとりにくくなる場所もありますので、文言としては大体こんなところよろしいですか。一部修正がありましたけれども。市のほうで、何か修正がありますか。特によろしいですか。

担当課 (金子子ども青少年部参事)	今ご指摘いただいたところはもう一度確認して、正式な様式と、それから何号様式というところをしっかりとすり合わせをさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。
委員長	部会の名称は、先ほどのお話だと、「健康」が入るわけですね。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	「健康」が入ります。
担当課 (小山保育課主査)	ただ、第7条のところ、この要綱に関しては、「以下、『検診相談部会』という」と略しておりますので、第2章については略した形で載っております。
赤堀委員	要綱で「レントゲン」のところに「(CTも含む)」みたいな注意書きを入れるというのはだめですかね。後々これをパッと見たときに、レントゲンというと、私なんかは肺のエックス線写真のイメージしかなくて、ご担当される方も後々わかりづらくなるのではないかと思うのですが。
牛島委員	「(CT等も含む)」という用語の問題ですよ。
委員長	どうでしょうか。それを入れたほうがわかりやすくなりますかね。
赤堀委員	私はきょうまで、レントゲンにエックス線もCTも含まれるとは、知らなかったもので、その方が丁寧かと思うのですが。
牛島委員	一応、使い分けしていることは中を読めばわかるとは思いますが。
名取委員	この要綱自体は、結局附則で、次回の委員会のために、第何条とか第何条は改正したとか訂正したというふうにはずっと続けられるわけです。今のところの間違い自体も、例えば単純なミスのところは直すしかないわけなので、きょうの段階ではこれで出して、3月なりの委員会のために、もう一回訂正案を出されて、「(CTを含む)」を入れたほうがわかりやすいというご判断であるなら、細則でそういうふうに入れることも構わないのかなと思います。次回以降に、

	<p>そこを含めて検討すればいいのではないですか。</p> <p>とにかくいろいろなミスも含めて全部、次までに直さざるを得ないわけですから、そのときにまた、フローチャートがつけばみんなでわかるから、このままの文言でいいのか、フローチャートだけではわかりにくいという意見が強くて、文言としても入れたほうがいいのかは、ご検討いただくということでもいいのではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>では、きょうのところはこの内容ということによろしいですか。今の点のご意見があったということで、少なくとも議事録には残るわけですから、その点を含めて、次の委員会で確認した上で、要綱に含めるのも大事だと思いますが、これに関連したいろいろなルール、細則か指針かわかりませんが、そのあたりでより具体的に書いておいたほうが動きやすいのかなという気はします。</p>
清水委員	<p>確認ですが、この要綱は30年12月21日で確定する予定ですか。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>要綱自体はもう確定しておりますが、実際に施行、適用されるのが12月21日からということです。決裁が終わっている状態です。</p>
清水委員	<p>表現とか、そこら辺を変えるというお話ですが、12月に施行となると、その後に修正するということですか。</p>
担当課 (金子子ども青少年部参事)	<p>きょうご指摘いただいた部分は、もちろん訂正しなければいけない部分ですので、そこは12月21日より前に、きちんともう一度決裁をとり直すという形をとります。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>ただ、直すとしますと、一部を改正する要綱という形になりますので、一旦今の状態で決裁は終わっておりますので…。</p>
久保委員	<p>そこは、市の内部でちょっとご検討ください。</p>
事務局	<p>これは要綱ですから、もととなるものということで、対象者といい</p>

<p>(黒岩総務部長)</p>	<p>ますか、市民の皆さんに説明するときは、リーフレットとか、チラシとか、そういった市民向けのものを用意することになるかと思います。これをそのまま「見てください」ということにはならないので。そのときにC Tの文言の部分は対応できると思います。そのような対応で、お願いしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>その場合、何かこれに付随したルールみたいなものは決まるのですか。細則か指針かわかりませんが。</p>
<p>事務局 (黒岩総務部長)</p>	<p>これの下につくようなものですね。それは担当課で何か考えていますか。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>実際にはそれぞれの検診を行うとか、補償・給付あるいは見舞金というのを実施するに際しては、大もとの考え方はこちらの要綱にまとめておりますけど、実施についてということで、改めて考え方を整理して、その事業を行うことになりますので、先ほどのC Tの話についても、当然検診という事業…。</p>
<p>事務局 (黒岩総務部長)</p>	<p>委員長が聞かれたのは、条例であれば規則がつくように、要綱の下に、何か文章で、細部の取り決めとか、そういった親子で言う子の部分をつくりますかということだと思いますが。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>実施要綱とか、実施手順とか、そういった形で作成することになるかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>名前は何でもいいと思うのですが、そういうものがあつたほうが、担当者が替わられたときも、引き継ぎがスムーズではないかと思います。逆にそれがないと、赤堀委員が懸念されているような話が起きる可能性もあるような気がするのです。</p>
<p>牛島委員</p>	<p>要精密検査で自分の行きたい病院に行くというのは、非常に起こり得ると思うのです。自分の信頼する先生のところに行く。市の近くの病院とか、市の指定のところはいいのかもしれませんが、そう</p>

	<p>いう選択をした人がちょっと遠くへ行くのだから、交通費が4000円ぐらいになるのかもしれませんが、ちゃんとした医療を受けたいという欲求ですね。</p> <p>あと市の指定のところを受ければ4000円もらえていたというのは、同じようにしたほうが良いような気がします。つまり、どちらの場合も一律にしたほうが良いようにも思うのですが、その辺のご検討はどれぐらいされていたのか。ここでその辺を話し合えばいいのかわからないのですけど。とにかくいい先生、いい病院にかかりたいというのは、ちょっとした風邪ではそんなことはないのでしょうけど、こういう病気の場合は特に…。</p>
赤堀委員	<p>市が設定する必要はないのではないのでしょうか。設定してこの日とやらなくてもいいと思いますが。検診で、もし再検査と出たら、絶対すぐCTを撮りに行くと思うので、再検査は自分の好きな病院と言ったらあれですが…。</p>
名取委員	<p>そこは、こういったやり方でやってくださいというのを市のほうでは用意しておりますよというオーダーを出せるので、逆に言うと、かなり精度の高いものを市のほうで提供するという文言が入ると思います。</p>
赤堀委員	<p>立派なCTで撮れますということですか。</p>
名取委員	<p>CTの機械自体は同じであっても、総合病院とか大学病院も全部そうですが、指示によりCT写真の厚さは簡素化できるのです。つまり、水増しした厚さにしてお渡しするということがされている場合が多いのです。実際は1ミリから2ミリの厚さにできるのですが、枚数が膨大になって、機械にも負荷がかかり過ぎるので、普通は5ミリの厚さで皆さんにご提供しているのです。今のCTは1ミリ厚ぐらいまで撮れるということです。</p> <p>だけど、それは特別オーダーをしなければ基本的にはしないので、逆に今回、市のほうのCTでそれができるかもしれない。市のCTでそういうオーダーを僕らが出して、特別にやっってもらう依頼がで</p>



	<p>きるので、逆に市のほうがすばらしい、読影に適したものができる可能性があるのです。ある有名な何とか病院に行ったらやれるかという、それはまたちょっと違う話になります。</p>
赤堀委員	<p>それを書いてほしいです。そうしたら、市のほうに必死になって行くと思いますので。</p>
名取委員	<p>そういうことは口と口で伝えるのがいいのであって、大々的に書くものでもないところがあるとも思います。</p>
牛島委員	<p>確かに、書きにくいかもれしないですね。</p>
名取委員	<p>書きにくいけど、それを知ったら何があっても絶対市のほうに行くということですね。</p>
委員長	<p>CTまでという対象の方は、限定的ですよ。</p>
名取委員	<p>実際には10人のうち1人とか、そういうほんのわずかな方です。</p>
赤堀委員	<p>その人にはこっそり教えてあげればよいということですね。</p>
名取委員	<p>結果の書き方のところに、市ではこういう形で準備しておりますと書くとか、結果通知のところに書くとか、そういう配慮をするということだと思います。</p>
赤堀委員	<p>みんな一緒かと思っていました。</p>
名取委員	<p>そうではないのです。</p>
牛島委員	<p>そこのご説明が大事ですね。</p>
名取委員	<p>ほかのマイナスの表現は文書には書きにくいです。</p>
委員長	<p>今の点も含めて、少し細かなルールというか、方針を固めていただいて、次回ご提示いただけますか。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>はい。</p>
委員長	<p>では、時間が大分過ぎてきましたので、次のところに入ってよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問, 意見: なし)</p>

	<p>次は、3章、補償・給付というところです。 まず説明をお願いいたします。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)</p>	<p>資料2の要綱の3ページ目の下段となります。 まず第13条で対象者を定めております。検診の対象者と同一の方となります。 第14条で補償・給付の内容について、少し踏み込んで書いております。 補償・給付の対象園児のアスベスト疾患については、「中皮腫、原発性肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水及びその他世界保健機関の一機関の国際がん研究機関がアスベスト関連疾患と認めるもの」という形で限定をしております。今までは最終報告書の中で「その他アスベスト関連疾患」という記載になっておりましたが、見舞金の制度のこともございますので、アスベスト関連疾患については定義をさせていただきました。 第1項で、アスベスト関連疾患が浜見保育園の事案に起因すると認定された場合は、補償金を支払うと定めております。 4ページに入りまして、第2項は、認定部会において起因性が認められないと認定されたものの、可能性も完全に否定できないといった状況について、「給付金を支払うものとする」という記載になっております。 第15条で補償・給付のそれぞれの内容が定められております。補償については治療費、休業補償、葬祭費、弔慰金、遺族補償と例示しております。これらは労災保険の考え方に準じてお支払いをしていく。給付金については100万円という金額を定めております。 第16条は「申出手続き」でございます。申出書を提出するとともに、医療機関等の診断書、それと職歴、家族歴、居住歴の申出書、その他を添付して出していただくこととなります。 第2項の記載ですが、そちらの申出書が同意書を兼ねております。それを受けて、市のほうで、ここは委員の皆様も少しご意見等ある</p>

	<p>かと思うのですがけれども、この要綱の中で想定しているのは、本人から申出書と診断書等をいただきまして、それとは別に市のほうで専門家に依頼して調査した資料をあわせて検討材料として認定部会にご提出するという考え方で今記載しております。</p> <p>第17条は、認定のことについて少し詳しく書いている条文となります。申し出があったときに、2カ月以内に第1回目の認定部会の開催を依頼することになります。</p> <p>認定部会による認定の際には、基準が必要になると思いますが、そちらについては別途定めるということをご明記しております。</p> <p>第18条「補償・給付の決定」ですが、前条の認定結果、つまり、認定部会による認定の結果に基づきまして、決定を市のほうで速やかに行って通知をすることとなります。要綱の中でその記載をさせていただきます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>今、様式については少し途中の経過のものが入ってございましたので、この後、差しかえをさせていただきます。</p> <p>具体的に申し上げますと、先ほどご指摘があったように第10条2項に「画像診断報告書」という記載がありましたけれども、その様式が要綱の中にございませぬので、それを除いた形で整えてあるものを後ほど差しかえさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(資料配付)</p> <p>要綱の本文は正しい状態になっています。</p> <p>きょうの資料の準備の段階で少し行き違いがありまして、様式のほうは今お配りしたもので差しかえをお願いいたします。</p>
名取委員	<p>要するに、先ほどの3号は予備的なもので正式な様式にしないということ。要綱にあったのがこれですよ。</p>
委員長	<p>先ほど指摘があった点は、修正は行わないということによろしいですね。</p>
名取委員	<p>そうですね。要綱が決まってしまっているから。</p>

委員長	<p>それでは、補償・給付の部分について、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。</p>
久保委員	<p>形式的な話で、後で直していただければいいのですが、段取りとしては、補償あるいは給付の決定といいますか、意見を部会で決めて、市長に報告することになると思うのです。</p> <p>先ほどの資料1の認定部会設置要領がありますね。2ページ目の第6条に、「認定部会は、前条の審査結果を意見書として委員会へ報告する」となっているのです。確かに部会は委員会の下にあるから、委員会に報告して、全体の委員会が決めて、それで市長に報告するという形を考えたと思うのですが、これをやると、いちいち認定した後には委員会を開いて、そこで決めないといけない形式になるような気がするのです。形式だけの話なんですけど。</p> <p>そういうふうを考えていらっしゃるならば、それは正式なやり方だから、部会が委員会の一部会だと考えれば、全体委員会に報告して、全体委員会が了承して、市長に報告するという経路をとるのでしょうか。それをやっている暇があるかないかという問題もあつたりして、部会から直接報告の形になるのではないかと思うのですが、違うのでしょうか。読み方というか、形式的なところからですから、また検討してください。</p>
委員長	<p>要綱は変えられないとすると、要綱の文言を生かす。</p>
名取委員	<p>ただ、ここで決定するという事は書いてないですよ。報告だけ。</p>
久保委員	<p>まあそうです。</p>
名取委員	<p>承認事項にはなっていない。承認を得るものとするとは書いてないから。</p>
久保委員	<p>委員長に報告すればいいんですけど。</p>
名取委員	<p>委員長に報告すればいい。委員長にこう決まりましたと報告すればよろしいわけです。</p>
久保委員	<p>委員会に報告するというと、委員会を開いて報告するという文章になるから、いちいちそれは開くのかなと思いましたので。</p>

委員長	確かにおっしゃるとおり、若干委員会を飛ばして議論しているところはなきにしもあらずですけど。ただ、委員会をいちいち通していると、機動性の問題が出てきたりするので、それで認定部会ということが要綱に出てきていると思うのです。
久保委員	ちょっと市のほうでご検討ください。
委員長	部会の設置要領は、ある程度自由度はあると考えていいですか。
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	おっしゃるとおりです。
委員長	必要であればこちらを少し検討していただく。
久保委員	いや、私の理解の間違いかもしれないです。ちょっと見たら、そういうことが目についたので。
委員長	ほかの点はいかがでしょうか。
担当課 (鳥羽保育 課課長補 佐)	<p>先ほど赤堀委員からお話があった件は、園児・保護者説明会で出た話かと思います。公開されている議事録の記載を見ますと、Q&amp;A形式になっておりまして、質問のところ、補償・給付制度について、グループC、Fに関しては、囲い込み期間ですが、見舞金と検診は対象外だが、万が一、発症した場合は、可能性がゼロではないとの考えの中で、診断書は、今度の認定部会だと思っておりますが、判定委員会にかけると思っていた。その部分はどのように考えているのかというご質問に対して、Q&amp;A形式で、かなり要約した形での表示になっておりますが、「おっしゃっているとおり、グループC、Fに関しては、診断書をもとに、判定委員会にかけていく考えでおります。また、情報提供はどのグループに対しても行っていきます」という形で表示はされております。</p> <p>ただ、実際に会議の場ではもっと長く話している部分がありまして、基本的には最終報告書の内容を尊重しての制度設計になりますので、委員会の考え方を再度確認させていただきますというような趣</p>

	<p>旨で発言したと思います。</p> <p>冒頭おっしゃっていたので、改めてここの部分の補償・給付について、囲い込みしている期間の対象の方、今までグループで分けておりましたが、今回の要綱で言うところの第3条の3号と6号、そこの方が発症した場合の取り扱いについて、念のため確認をさせていただければと思います。</p> <p>ただ、当然、委員会の中ではアスベストのリスクを判定させていただいておりますので、それが全ての知り得る状況をもとに出した結論として、そういった分けをしておりますので、それに従って、囲い込み期間については可能性がかなり低いということで、リスク評価もしておりませんので、その方についての申し出については、状況を丁寧に説明するという対応でよいのか、そこもご意見をいただければと思います。</p>
名取委員	<p>リスクが上がっていないところについては、当然対象にはならないというのが一般的な考えでしょうね。</p>
赤堀委員	<p>それを説明してくれるのは市ですか、名取委員ですか。もし、この期間の方で発症したという人が出てきて…。</p>
名取委員	<p>例えば肺がんになった人ですか。</p>
赤堀委員	<p>例えば何か不安があったりして…。</p>
名取委員	<p>不安は不安で別に、検診・健康相談部会で対応します。不安の話をされているのか、肺がんが発症した方の在園期間が、例えばC、Fの期間で、その方が診断書を持ってきたときに受け付けはするのかしないのかという話なのか。いずれにしても、それはリスク推定の対象期間外だから却下という判断が、認定部会なりからは出る可能性は高いという理解をしたほうがいいと思います。</p> <p>基本的には紙の通知になりますから、要するに、(差替後の)第7号様式の「判定理由」というところに、どれだけ詳しく書くか。これは優しい表現が必要だと思うので、村山委員長のような方が大変丁寧に「別紙」とか書いて、そういうようなものをつけているという</p>

	<p>のがあってというのではなくて、基本的にはこういうものですから、やるなら「別紙参照」と書いて、こういうふうなことでこうだからという理由を添付してさしあげるといふことでしょうか。面談で説明というものは、普通はしません。</p>
赤堀委員	<p>私も払われないとずっと思っていたのです。市に確認をしたら、市から、「いや、違うよ」って、「見舞金は払われなくても」という説明を受けてびっくりして、一回、牛島委員にメールで連絡したのです。何か市がこんなことを言っていると。私は払われないと思っていたのに、市から払われると言われてびっくりして、牛島委員に連絡をして、市はそういうふうを考えているんだ、ああ、そうなんだというふうになったのですが。</p>
久保委員	<p>払われるというのでは違うでしょう。申請ができる。</p>
赤堀委員	<p>対象外ではないというような。</p>
名取委員	<p>申請ができるというご説明を説明会の場でされて、ホームページに掲載してしまったということのようですね。</p>
牛島委員	<p>出してもだめなんだろうとは思いますが、出せるということと、閾値がないということで、そういうふうにかどうかというところですが、第13条を見ると、やはりもともとリスクの少ない人だから、それは対象外ですねということ。</p>
久保委員	<p>第13条があるとすると、今みたいに委員長が説明して、「あなたは対象に入らない」というような決定の通知書が行くことはあり得ないのです。要するに対象外だから、13条の対象に入っていないと1行書いた通知が行くだけです。本当は行政の手続としてはそうなる。それ以外に、どうして入っていないかという説明を一般的な文章で丁寧に書いて、それで広報するというのは必要かもしれないし、そういうものを一緒につけてあげるといふのはあるかもしれない。しかし、決定としてはそういうことです。</p>
名取委員	<p>説明会のところの説明は誰がどうされたかわかりませんが、リスク評価のいろいろなことを十分考えないご説明を間違えてされた可</p>

	<p>能性はあるかもしれないので、それは正直言って、どこかの段階で早目に訂正するような方向で広報していかないと、誤解を生んでしまう可能性がある。</p> <p>そこは今後、市で担当される方は、リスクについて勉強した上で、きちんと発言をしていただかないと困るので、我々としては、担当者にリスクの勉強会とか、きちんと内部でやってから始めていただきたいということは、この間、何度かお伝えしていることとございます。担当者はできたら絞っていただいて、その方は、きちんと納得できるようなリスクコミュニケーションができるようになる必要がある。何とかポリスではないですけど、ああいう人がやると、うまくいくというようなことではないかなという気がします。</p>
事務局 (黒岩総務部長)	<p>そこをちゃんと整理していて、どうしてそうなってしまったかというのを検証する必要がある。アスベスト問題対策会議、市の会議では、明確にそこは言い切っています。ここに文書があって、皆さんにお配りできますが、「グループC及びF並びにリスク評価を行ったが、極めてリスクが低い在園が1年以下のグループDの園児については、検診の対象外とします」と明確に言っています。</p>
久保委員	<p>いや、議論は、検診の対象外とは違うのです。今、申請ができるかという話だから。</p>
事務局 (黒岩総務部部長)	<p>申請しても同じことだと思います。それは不安を与えないということと表裏の形で整理したのではないのでしょうか。</p>
久保委員	<p>私も言うつもりはなかったけど、私の意見は個人的な意見ですが、やはり申請としては受け付けるべきだというのが前の意見だったのです。そういう意見は、この報告書をつくる過程で、そこを厳密に議論はしていないという記憶です。CとFの問題についてどうするかというのはね。</p>
名取委員	<p>久保委員のご意見は、いろいろな方を弁護するという立場から、出す権利はある。でも、却下するよというご意見ですね。CとFを却</p>



	下しますよと。
久保委員	却下とはっきり決めてしまうのはあれですけども、私は間口を広げて受け付けて、それで丁寧に答えるという仕組みがあったほうがいいと思ったのです。さっきのお話のような形だけども、最初からこういうふうに対象者を決めてしまうと、却下の文章しか出せない。そういう意味では、一般的に、申請を受け付けて、その中で説明をしてあげるといようなやりとりがあったほうがいいと思うのです。だから、受け付けたほうがいいというのが、私の意見だったのですけど、それはこの前、委員会全体の意見ではなかったのです。
赤堀委員	でも、市が一回言ってしまっている…。
久保委員	その問題とまた別なんですね。市が言ってしまったのは、どうしてそう言ったのかはよくわからない。
名取委員	市といっても、いろいろな人がいる。その市の中で、言葉の表現で、まだ統一性が図られていない部分があると思うのです。
久保委員	だから、本来はあの時点ではまだ検討中で、それがどうなるかわからないという形が正確だったと思うのです。
名取委員	今後の説明会では、そこをうまく整合性のあるような説明に変えていかないといけないのかもしれない。
委員長	どの期間であっても、不安に思っている方がいれば、それはちゃんと相談を受けたり、対応するというのは必要だと思います。ただ、リスクがある方について、きちんとリスクを伝えるのも大事だけど、リスクがすごく低い人たちに対して、ちゃんと低いですよということも大事だと考えます。みんなに怖がってもらうという必要性は全然ないと思っていますので。だからこそ、報告書の中でも、削除する、除く部分はちゃんと除こうということで決めたのです。
事務局 (黒岩総務 部長)	この委員会の中でも、グループDのところでは議論があって、最終的に在園が1年以下の園児、リスクレベルが1億分の1を除くということまで議論があって、それを尊重して整理をした経過があったと思います。

	<p>ですから、誤解を与えた点については大変申しわけないのですけれども、そこはもう一度整理して、仮に全部の方を受け付けたとしても、グループCの方、Fの方、在園が1年以下のグループDの園児の方については、市のほうできちっと丁寧な説明をして、ご理解いただくという方向で、統一した見解をつくっていくということで対応できますか。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>そのような形で、対応させていただきます。</p>
<p>事務局 (黒岩総務部長)</p>	<p>市の公式な会議、庁内会議ではそういう説明がされていますので。</p>
<p>久保委員</p>	<p>この説明会は、鳥羽さんが説明したわけじゃないと思いますから。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>私が聞いたのは、保育課じゃないところの人の話だったのです。私はそれですごく納得して、以前に委員のみなさんが言っていることで納得していたけれども、一度、そうなんだよと説明を受けて、すごくびっくりしたのです。だから、いろいろな課がそれぞれ独立しているみたいな感じがしていて、それぞれのことをやっているから…。</p>
<p>事務局 (黒岩総務部長)</p>	<p>要綱であつたり、ホームページですとか、ちゃんと文章で、誰がご覧になっても誤解のないような形で整理させていただきます。そのところは、この委員会のご議論を尊重してつくるわけですから。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>今後このようなことがないようにしないといけないなと今回すごく思ったんです。そういうことを言いたいです。</p>
<p>委員長</p>	<p>先ほど名取委員がおっしゃったように、ある程度こちらの考え方もみんなでも共有した上で対応していく必要があると思います。場合によっては、そういう意味では、FAQみたいな形で、こういう質問が出た場合、こういうふうに対応するとか、そういったものもつく</p>

	<p>っていく必要があるのかなということは議論になっているのですね。</p>
赤堀委員	<p>今回の件で、その必要性はすごく感じました。課によって対応が違ったり…。</p>
名取委員	<p>Q&amp;A的なものは全部出していただく。とにかく今まで起きたことは全部出していただいて、一応委員としてはこういうふうにお答えしていただきたいという職員向けのQ&amp;Aもつくって、それはもちろんまた関係する全課で見ていただいた上で、それが引き継がれていくような形にする。皆さんも3年たったらまた異動されるかもしれないわけだから、そのような形に持っていこうという話は、内々にはしているところです。</p>
担当課 (金子子ども青少年部参事)	<p>誤解を招くような状況があったことは、大変申しわけなかったなと思うのですが、あの説明会は市の考え方も皆さんにご説明をしながら、皆さんのご意見を聞くというのが、趣旨でやらせていただいたという状況でございます。</p> <p>そういったご意見をいただく中、また議会でもご意見をいただく中で、今回の要綱というような形で市の考え方を整理させていただいたということですので、この要綱が今後の基本になります。そういった意味では、今おっしゃっていただいたリスクというのが大前提になりますので。</p>
赤堀委員	<p>私に説明しなくていいです。私はわかっていたのです。それをみんなの前で、「いや、そうですよ」と言ってしまった。だから、まず、そこをすぐ訂正してほしいのと、あと、保育課じゃないところで、私は出ないと思っていたのに、「違う、出るよ、閾値ないんだから」という話をされて、そうか、市は優しいなと思った。でも、本当かなと信じられなくて、市がそんなに優しくはないなと思って、一旦、牛島委員に相談して、そうしたら、「市はやっぱり閾値がないというところを認めてくれたんだ」と喜んでいたんですよ。でも、やはりこの会議の話で、最初に私が思っていたことが正しかった。</p>

牛島委員	ただ、検診をするほどの必要性はないけれども、一回発症してしまった場合は、一応その窓口では受ける。受けるけれども、もともとリスクが低いから、浜見のせいですねというところまではなかなかいきにくいし、因果関係が完全に否定できない状況だとも言いにくいという意味では、結論的には落ちる、却下されるということで、13条にあるように限定するのでも構わないと私も思いますけれども、窓口で受け付けて話は聞こう。説明はしたいという流れでもいいのかなと、きょうお話を伺って思いました。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	市の姿勢としては、いわゆる門前払いとか、そういうことは一切したくありませんし、市側として一度はまずお話をしっかりお聞きしたいと思いますので。
赤堀委員	それは、私はもうわかっているから、あのときにいた人たちに…。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	そうですね。そこはホームページとかで周知対応させていただきます。
赤堀委員	それも前に電話して、訂正をお願いしますと言ったのに、まだないですよ。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	今回要綱ができましたから、その発表と一緒に、その訂正の部分をぜひ対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
委員長	赤堀委員、気持ちはすごくわかるのですが、市の方も、この間すごく大変で、これをつくったり、いろいろなものがあってという状況があったのも事実です。
久保委員	これぐらいの食い違いはあり得るかな。
赤堀委員	だったら、私が市に行って、市でやってくださいって書くとか…。
久保委員	中野さんが大丈夫だって私に言ってましたから。

委員長	<p>では、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>最後に、残った部分、第4章、見舞金のところについて、ご説明をお願いします。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)</p>	<p>資料2の要綱の5ページ目になります。</p> <p>まず19条は対象者の規定となっております。見舞金については、リスクの高い、低いという考え方とは少し違いますので、先ほどの在園期間が1年以下の場合、第4号は除くというところは、そこには記載がない形となります。要するに、リスク評価した期間の園児の方を対象に見舞金の支給を行うこととなります。</p> <p>第20条ですが、見舞金の支給理由が書かれております。「アスベスト関連疾患発症のおそれによる不安な思い、及び事案発生から対策構築まで長期間を要したこと等により、見舞金を支払うものとする」。</p> <p>第21条が見舞金の金額で、1万円と規定しております。</p> <p>第22条が申請手続ですが、見舞金の支給を受けようとする対象園児は、本人確認書類を添付して、見舞金の申請書を市に出していただくこととなります。こちらの申請については、名簿がない期間を除いて5年間という期間を設けさせていただきます。</p> <p>第23条ですが、見舞金を支払うかの判定です。保育課において、本人確認書類と台帳との突き合わせをしまして、判定をいたします。</p> <p>第24条が見舞金の決定の記載になります。アスベスト健康対策見舞金決定通知書によりまして結果を通知するという事で、あわせてそれぞれ様式を定めております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>それでは、この部分はいかがでしょう。</p>
副委員長	<p>私、よくわからないところがあるのですが、こういう文書の場合、例えば決定などに不服の場合という項目とかは入らないのですか。それはどうなんですか。</p>

名取委員	それは最後にもう一回質問していただいて。
副委員長	今ので終わりでしょう。
委員長	今のは補償・給付のところも含めてということですか。
副委員長	全部を含めてです。法的な話なんだと思いますが。
名取委員	それは後で久保委員が。今はまず限定した話だけをしておきましょう。時間がかからないように。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	<p>補償・給付の部分につきましては、後からお配りした（差替え後の）第7号様式が補償・給付の決定通知書になるのですが、その一番下に「教示文記載欄」というのを設けております。不服がある場合の内容を記載するための欄となります。</p> <p>見舞金のほうは決定通知書、第9号様式になりますが、これは台帳等の突き合わせでの判定となります。ただ、決定の見舞金の対象外ということに対して不服がある場合については、当然申し出はできますけれども、教示文までの記載は想定しておりません。これは単純に事実関係の整理ということで考えております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見：なし）</p> <p>よろしければ、全体を通して何かありますか。</p>
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	<p>あと、本日も用意しました資料4と5について少しご意見をいただければと思います。先ほど要綱の説明の中で「別に定める基準」という記載となっている部分が該当します。</p> <p>資料4は、園児の確認ということですが、要綱の第5条に「別に定める在園に係る確認基準により判定する」という記載がございます。こちらについて端から見たいと思います。これはまだ基準の案という状態ですので、ご意見をいただければと思います。</p> <p>浜見保育園に、開設から完全に除去するまでの期間に在園したものの、市に在園当時の名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合について、確認材料及び基準を以下に定めるというつくりになっております。</p>

1 「確認材料」としまして、申出書に添付するものとなります。

1つ目として、「浜見保育園と本人を関連付ける書類等」です。保育園とのやりとりをするお便り帳や保育園でつくった作品の写真などを例示しております。

そのほかの確認材料としては、「浜見保育園と本人を関連付ける画像」です。例は、卒園アルバムの写し、集合写真やイベント写真の写しです。

それ以外に、3番目として、「浜見保育園と本人を関連付ける証言等」です。書類や画像を補完する場合、あるいは書類も画像もない場合には、3番目の内容の確認材料が必要になるかと思えます。

在園時の友人やその保護者などの第三者からの、この人がいましたという在園の証言を記載した文書、本人や保護者からの在園時における出来事や友人の名前を記載した文書、それらが例示として市のほうで考えたものです。

2 「確認基準」です。2ページ目に移りまして、確認基準の1つ目のポイントとして、提出を受けた資料が本当に浜見保育園に関連するものなのかという観点で確認しないとイケない。それは、ほかの園児からの提出物との矛盾がないかとか、証言がほかの情報と矛盾しないか、そのような視点で確認します。

2番目としては、在園の期間が、開設から除去までの期間かどうか、その観点から確認をしていきます。

3 「認定結果」については、2つ以上の確認材料をもとに、在園していることが確認できたら、それを受けて管理台帳に記載します。以上が在園に係る確認基準となります。

資料5は、判定基準です。これは大まかなことを記載しているのみとなります。

1 「判定材料」として、起因性の判定基準の案ということです。先ほど要綱の中でも説明しましたが、申出者から提供のあるもの、あと市が収集するものです。市が収集するものは、専門家に依頼して作成した調査資料です。

	<p>それらをもとに、2「判定基準」は、最終報告書でもありましたとおり、まず「職業上のばく露」です。広い意味での職業上のばく露、いわゆる発がん物質の摂取、あるいはばく露して、明らかにそれを原因として発症する場合に該当するか。2ページに行きまして、判定基準の2つ目として、「事故等のばく露」です。</p> <p>これらの2つの判定基準ですが、それぞれ判定の視点としては、職歴、家族歴、居住歴あるいは本人からの資料、そういった視点で判定をします。</p> <p>その結果、「起因性あり」、「起因性なし」、「起因性不明」の3つに分けます。それで判定基準については順次見直すものとします。</p> <p>要綱とあわせて、両方とも12月21日施行となっております。</p> <p>実際に起因性の判定の部分については、さらに細かく認定部会でお決めになるかと思いますが、大枠のところとして、このような基準の案をつくらせていただきましたので、この2点につきましてご意見等いただければと思います。</p>
委員長	<p>今の2つの基準です。特に在園に係る確認基準のほうは、本当にすぐ始まるものだと思いますので、何かこういった点も含めたほうがいいのかどうか、逆にこれは外しておいたほうがいいのかというのがあれば。</p>
牛島委員	<p>資料4の2ページ目の3「認定結果」の「2つ以上の確認材料」ということですが、卒園アルバムの写しがあれば、1つでもいいような気がするのですが、卒園アルバムについてはそんな感じではないのですか。本体ではなくて写しだから、はっきりしないということですか。要は、数の問題なのか、質の問題なのか。</p>
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	<p>状況証拠みたいな形になりますので、複数必要かと考え、2つ以上とさせていただいたところです。</p>
赤堀委員	<p>卒園アルバムの中にイベントの写真が入っていますよね。</p>



牛島委員	ここまで来ると、1つでもいい人もいるような気がします。卒園アルバム本体ではなくて写しだからということですかね。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	写しだからという考え方では記載しておりません。
久保委員	<p>いろいろな手続をするときの普通の本人確認と同じような考え方で、「2つ以上の確認材料」という表現も入ってしまっていると思うのですが、市のほうに名簿がなかったということの裏返しで、この確認をみんなに求めているので、もう少し緩くしないと、趣旨が違うかと思いますが。</p> <p>確かに1万円の公金を払うのだから、本人を本当に確認するのだということでの趣旨もわかるのですが、一般的なやり方でやるのはどうかなと思います。今の場合も「2つ以上の確認材料」と言わずに、もうちょっと一般的な言い方で、1つでも十分な場合には1つで判断するというようなことにしたほうがいいのではないかと思います。</p>
委員長	アルバム本体があれば、かなり十分な証拠になりそうな気がしますね。できるだけ広く見舞金は支給したほうが良いとは思いますが、画像だと、場合によっては、お金欲しさに何か偽造されてしまうような話もあるかもしれないので、そこはそれでちゃんとチェックはしないといけないと思うのですね。
久保委員	しかし、極論で言うと、そういうのが紛れ込んでもしょうがないというふうに思わないといけないとも思うのですね。
委員長	その確率はかなり低くしないといけない。
久保委員	もちろん低くするのはですけど、そんなに古い名簿があるかというので、それはなかなか市で持ってないというのは、私は常識としてわかるのですが、保護者からすると、または一般人からすると、どうしてそんなに大変なのか、昔の名簿なんてないという意見が出てく

	るので、そこは考え方としては緩くしてあげないといけないなとは思うのです。余り形式的な判断だけやってもどうかなという意見です。
名取委員	1つ確認ですが、昭和47年ぐらいからの担当の先生方のお名前とか所在地は把握できているのですか。
担当課 (福室職員 課主幹)	職員の名簿は全部そろっています。
名取委員	連絡はとれているわけですね。
担当課 (福室職員 課主幹)	とれてない人もいます。名前などはほとんど全部わかっていますが、ただ、引っ越したとか…。
名取委員	<p>そうすると、一般論とか私の経験からすると、いつもお世話になったから、卒園式とかクリスマスとか、保護者も先生も泣き合っているような写真を一緒に撮ったりというのは必ず1枚ぐらいはある。7～8人のお子さんと、ここからずっとお別れみたいなね。それは1970年代だったらないんですかね。</p> <p>そういうのとか、運動会とか、かなり大きいイベントのときとか、初めて劇をやったときとか、かなりの人が写っているものがゼロというのが、ちょっと考えにくいなと思うのですが、それというのは、一生懸命集めてもなかなか出てこないんですか。</p> <p>というか、かなり大事なもので、先生にとっても初めて卒園児を持ったときの記念品みたいなものを、なくしてしまうというのは、私は一般論としては非常に考えにくいので、それが何で集められないのかなというのは、前から気になっていたんですけど、それは難しいものなんですか。</p>
担当課 (浜野保育 課 課長 補)	個人の見解も入ってくると思うのですがけれども、昔のおたよりの形で、昔は個人情報がそんなに厳しくなかったので、全クラスの子どもの名前が4月に配られるような時代もあったのです。そういう

佐)	<p>ものを提供してくれた昭和の時代の職員ももちろんいます。</p> <p>ただ、反対に、引っ越しを機会に、もう退職された方は自分の身の回りを一回処分するとか、それはそれぞれのお考えと環境の中でありますので、本当は職員がという気持ちも重々わかるのですけれども、なかなかそこは必ずしも絶対ということではないと思います。</p>
名取委員	<p>ない場合もある。必ずあると思っていると、それよりも、あるところで整理をされている方もいらっしゃる。</p>
担当課 (浜野保育課 課長 補佐)	<p>そう思います。</p>
牛島委員	<p>できれば、今の段階で、いつがないかというのがわかるといい。名簿がないのは何年と何年と何年ですみたいな。昭和47年から平成19年までの期間で名簿がないというのは、最近のはあるわけでしょうから。</p>
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	<p>今回新たに対象となった改修工事前の期間の方については、新聞報道等で名簿のご提供をいただいた方と、あと保育士の方で、卒園の名簿を持っている方がいまして、52年度、53年度については、全学年、全クラスの名簿の提供をいただいております。あと、54年度から59年度は、卒園時のみのクラスの名簿をいただいております。足りない部分について、今後、情報収集をしていきたいと思っております。</p>
事務局 (黒岩総務部長)	<p>こういうふうにも私も私もと出てきた中で、どんどん埋まってくると思います。パーツで言えば今ここがあいているんだけど、どなたかがここを提供していただければ、そこは埋まってくるといことです。今どんどん周知を始めると、その空白の部分が埋まっていって、名簿の提供とかも増えてくる。あるいは写真とかアルバムの写しの提供とかもいただければ、やっている間にかかなり埋まってくるのかなという気がしておりますので、先ほどもご議論があったと思うの</p>

	<p>ですが、今は空白の部分があったとしても、1人1人お話をしていくうちに、全部埋まるかどうかはわからないのですが、それはどんどんそうなると思います。</p> <p>それと、ここに「報告書」をいただいたときのニュース（ミニコミ誌の1面を掲げる）がありますが、こういうふうに興味を持っているマスコミ関係の方がいっぱいいらっしゃいます。これは市の広報記事ではありません。これはミニコミ誌なんです。それとNHKの方も興味を持っていただいているので、どんどん報道していただくことによって、藤沢市の広報とホームページだけでは足りませんので、そういう媒体の方に協力をいただいて、できるだけやっていきたい。</p> <p>これも、委員長初めご尽力いただいて、こういう報告書受領の場というものを設けたのも、こういうことをやることによって、マスコミにも周知していく、そういう対応をしていきたいと考えております。</p>
牛島委員	それでわかってくれば、名前だけ言えばいい人たちに変わるわけですね。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	そうですね。名簿がそろえばそうなります。
牛島委員	自分では持っていないけれども、ほかの人が出してくれて、あなたの名前もあるよとなれば、パスポートかなんかで本人確認するだけでいいわけですね。本人は何も残してないけれども、そういうことで。ここまでわかったという情報があれば、自分は持ってないけど、もう大丈夫かなというふうになるという情報も大事ですね。自分は持ってないから、行っても無駄だなと思っている人もきっといると思うのです。
赤堀委員	卒園アルバムが1個あったら、自分はなくしてしまったけど、あの

	代の卒園アルバムならありますよと出してもらえれば、そうした人も助かりますよね。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	ただ、本人が持っているというところがまたポイントにはなるかとは思いますが。
牛島委員	もう持っていない人が、ほかの人で賄えたのだったら、あとは名簿があった年の人と同じ扱いで、自分はこういう者ですという自己申告の資料だけでよいのではないのですか…。
赤堀委員	お友達が誰ですと言えるから、そうしたらそれで…。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	そういった状況があれば、今おっしゃっていた友達が、この人は誰だということをわかるというのは、その人しかわからない話でしょうから、そういった場合は当然認めていく方向です。 今回まだ案という形で出しているところなので、実際に運用していく中で、少し厳しめにはしていますけれども、ただ、公金の支出ということもありますので、先ほど久保委員もおっしゃっていましたが、緩くしないといけない部分もあるかもしれないのですが、そこら辺の兼ね合いは少し市としても考えさせていただければと思います。
事務局 (黒岩総務部長)	そこは「2つ以上の確認材料」が原則としても、括弧して「1つでも在園が明らかな場合は除く」とかすればいいと思うので、それは調整して整理しましょう。
委員長	場合によっては、一回認められなかったとしても、その後に証拠が出てくれば、認められるというケースもあり得るのですかね。
牛島委員	そういう意味では、ニュースで、ここまではもうわかったよということで、自分で持っていない人でも、もうわかったからどうぞというアナウンスがあると行けますよね。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	見舞金の周知のときに、名簿のこともあわせて、この期間分はご提供いただいていますというのでも周知するようにします。

課 課 長 補 佐)	
委員長	もう1つのほうはいかがでしょうか。こちらは認定部会に係る内容にはなっているのですが。
名取委員	前回、予備的なときに、久保委員も私もこのような内容の方向でいくというのを見せていただきました。もっと細かいものは、正直言ってもっと細かい、実施準則のような形で決めるしかないので、大きな考えとしてはこれでいいのかなというような話をしたように思いますので、私どもはこれでいいのではないかと思います。実際はもっと細かい大変な作業になると考えております。
久保委員	ただ、今気がついたところでは、表現の問題で、2の「判定基準」のところは、むしろ内容的にはアスベストばく露があることが前提で、その疾患であることが前提なので、それが浜見かどうかの判定の仕方の基準になっているのです。それは整理の問題で、そういうことだと思うのです。 「判定基準1」で、「判定の視点」とありまして、表現としては「該当するか」と肯定で書いてあるのですけれども、要するに、本件で浜見だと判定する場合には、「該当しないか」なんですね。あるいは「判定の視点」も「発症の可能性がないか」。あれば、違うところとなるわけですから、ないことを判断して、この浜見が原因だというふうに判定するので、言い方としては否定の形で書かないと、判定基準として合わないという感じがしました。意味としてはこれでわかるのだけれども。
担当課 (鳥羽保育 課 課 長 補 佐)	その表現は整理します。
久保委員	ほかにはないかという反対から見ていかないと、起因性がはっきりと判断できない状況なので、こういう反対の材料がないことを確認し

	<p>で判定するというような趣旨なので。</p> <p>これだけではないのですけどね。要するに、それをもとに、また明らかかな場合か、該当するか、判定することになるわけですけども。</p>
名取委員	<p>設置要綱のほうにまた戻ってしまうのですが、私たちが想定している1つは、例えば肺がんとは似ているけれども、肺がんではない胸腔のある腫瘍とか、中皮腫に似ているけれども、中皮腫ではなくて、胸腔における肉腫とか、微妙な難病的なものの方が入る可能性がゼロではないとは思っていて、そこについては、病理医の先生に意見を求めるような話が当然あったわけです。</p> <p>これは設置要領の第4条「調査」で「その他、部会長が必要と認める事項」とか、第7条「関係者の出席」で、「意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める」、ここら辺で、浜見との関係だけではなくて、これはそもそも疾患自体が違いますよとして、その疾患の申請を却下する場合がありますよ。似ているので、当然誤解される場合がありますよと思っていますが、それはそこに含まれるという解釈のおつもりなのかどうか。</p> <p>明記してないのですね。つまり、他疾患の場合というのが書いてはいないので、そこはどのようなご理解をされているのか、ご説明をいただければと思います。</p> <p>つまり、中皮腫であれば、因果関係がかなりはっきりしているということがあるからいいのですけど、びまん性胸膜肥厚とか、肺がんの場合に、類似だけど違う疾患が数は少ないけど、ゼロではないわけです。そういう疾患を除外するために、外部のいろいろな専門家にも意見を求めたりというような話が準備段階であったと思うので、それはどこに該当するという解釈をされているのか、説明があればそれで結構です。</p>
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補)	<p>それは認定部会の設置要領の第2条の「組織」で「その他、委員長が必要と認める者」に規定していると解釈しています。</p>

佐)	
名取委員	そこを読みかえるつもりでいると。調査のところについても、これだと、ほとんど関係だけじゃないですか。調査の第4条の1から4は、全部、浜見とのばく露の関係とか、他要因との関係だけだけど、5のところ違う疾患も入るという解釈をしていると。そういうようなご理解でいいのですか。
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	はい。
名取委員	わかりました。「関係者の出席」とか、「資料の提出」のところで、場合によっては、専門の病理医へこちらから意見書を出して、この資料だけこれで合っているか、それで返事をいただく、そんなことで考えているという理解でよろしいですか。
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	はい。
名取委員	わかりました。
久保委員	今の件では、これはまだ案なんですから、そこは入れたほうがいいのではないですか。要するに、対象の疾患であるかどうかの判定をする内容について、設置要綱の、この部会の調査の内容の中に。
名取委員	1項入れてしまっても構わないような気がしますね。もしくは委員以外の専門医に意見を求めることができるとか、そうしておいたほうがいいかとも思います。
久保委員	部会としての体制の問題もあれば、その部会として何をやるかという中で、今の名取委員がおっしゃったように関係性だけが中心に書いてあるから、その対象の疾患についても規定してしまえば。
名取委員	判断をする、もしくは意見を求めることができるという形にしてお



	<p>いていただいて、当然そこの、今かかっていらっしゃる病院の先生にこちらの専門医が聞くような形がスムーズに行くようにしておいていただいたほうが、やはりうまくいく。たしかそういう判断をしたと思います。そこをうまく入れていただいたほうがいいのかもありません。</p>
委員長	<p>今の点、設置要領ですね、それから判定基準も含めて、再度ご検討いただけますか。</p>
久保委員	<p>判定基準も入れたほうがいいですね。</p>
委員長	<p>それではよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見：なし)</p> <p>では、最後、スケジュール案が出ていますので、これのご説明をお願いいたします。</p>
担当課 (小山保育課主査)	<p>それでは、資料6をご覧ください。</p> <p>最後になりますが、今年度の浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診スケジュールの案をご説明いたします。</p> <p>まず今年度、12月23日の日曜日になりますが、検診の説明会を開催いたします。並びに、医師、心理士、専門家による希望者への個別相談会も同日開催する予定です。</p> <p>対象者につきましては、昭和47年4月から昭和60年2月まで在園していた園児及び保護者となります。</p> <p>なお、上記対象者以外の方につきましても、ご希望があれば参加可能として受け付けを行います。</p> <p>説明会の内容につきましては、補償・給付見舞金については、日を改めて別途説明会を開催する予定をしておりますので、手続も含めて、個人宛て通知で別途お知らせをしていきます。</p> <p>内容が5点になります。</p> <p>まず、①事実関係につきましては市が説明を行い、②の新たな検診制度につきましても同じく市が説明をいたします。</p> <p>③のリスク、疾患につきましては、村山委員長、名取委員、久保委</p>

員に担当をお願いさせていただきます。

委員長につきましては、時間の関係で、2回目の説明会のみのお出席となりますので、1回目につきましては、制度を絡めての説明を久保委員にお願いできればと考えております。説明内容につきましては、委員のみなさまで調整をお願いしたいと思います。

こちらの疾患につきましては、発病してからの内容は含めないものとしします。

④の心理相談につきましては、何か心配なことがあれば相談できることのご案内を清水委員にお願いいたします。

⑤今年度の検診の案内につきましては、1月中旬に送付する検診案内の内容について市から説明いたします。

説明会の時間は、1回目が午後2時から3時半、2回目が午後5時から6時半を予定しております。

個別の相談会は希望者のみとさせていただいて、医療相談、心理相談につきましては午後3時半から5時、リスク評価の相談につきましては6時半から7時半を予定しております。

続きまして、年が明けまして、1月の中旬に第1回石綿関連疾患の検診・健康相談部会の開催を予定しております。ここでは検診の使用帳票の確認をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、この委員会の後に日程のご相談をさせていただきたいと思っておりますので、担当委員におかれましては、よろしく願いいたします。

1月の中旬に検診案内を送付いたしまして、2月の中旬に検診の申し込みの締め切りといたします。

その後、2月の市主催の検診に参加をご希望の方につきましては、2月の下旬の平日を複数日、また3月3日の日曜日の検診の実施を、市内で今調整しております。

それ以外の方につきましては、会社等の健診で撮ったエックス線写真の取り寄せの同意書などを送っていただきまして、基本、市が取り寄せの手続を行います。

	<p>胸部エックス線写真等がそろった段階で、3月中旬に第2回の検診・健康相談部会の開催といたしまして読影をいたします。この時期に精密検査にかかわる帳票の確認をさせていただきたいと思えます。先ほどご意見をいただきましたCT精密検査の際の補償費用についても、また資料等で確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>3月の下旬に結果の通知発送を予定しております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
委員長	<p>12月の下旬に一度説明会を開いて、来年1月から検診に向けた取り組みが始まるということです。いかがでしょうか。</p> <p>先ほど聞き漏らしたというか、はっきり聞こえなかったのですが、説明会で①から⑤の内容について説明するのは誰ですか。</p>
名取委員	<p>第1回目は、①と②は市がして、③は私とか、場合によっては久保委員がする部分もある。④の心理相談については、清水委員から、来たらこういうことができますよということを簡単にご説明いただいて、検診案内をする。その後に、個別は医療相談、心理相談ですので、私と清水委員で対応する。</p> <p>リスクについて詳しく知りたい方は、2回目のほうに行けば、村山委員長が詳しくリスクの説明をしてくださいますということなので、2回目は、逆に③の部分については村山委員長と私がすることになるのかな、そういう予定だと聞いています。</p>
委員長	⑤の検診案内は市のほうでされるのですね。
担当課 (小山保育課主査)	はい。
委員長	<p>わかりました。そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>これはまだ対象者の方に案内は行ってないのですね。これからですね。</p>
担当課 (小山保育課)	<p>はい。場所は市役所の本庁舎を予定しております。</p> <p>説明会のご案内について、広報の12月10日号に掲載をする予定</p>

課主査)	と、あと個人通知を予定しております。
赤堀委員	個人通知は該当者全員ですか。
担当課 (小山保育 課主査)	検診の対象者の方に個人通知を送らせていただいて、それ以外で住所を把握している方については、ニュースレターという形で、こういう説明会を行いますというご案内をさせていただきます。
赤堀委員	もし希望があれば、いらしても結構ですみたいなことは書いてあるということですか。
担当課 (小山保育 課主査)	はい。
久保委員	ただ、余り来られても、この時点では補償とか全体の話はないから。病気で心配な話は、受け付けることになるでしょうけどね。
名取委員	ここには書いていないのですが、要するに、認定の部会のほうが、来年1月から準備が始まるという予定でいいですね。細則を決めるのが。
久保委員	日程を決めなければいけない。
名取委員	細かい認定の基準とか、そういう細部が決まらないと、発症した後の病気については説明会自体が開けないのです。ですから、補償とか病気についての説明は春以降にしかできないのですよ。 実はここに書いてないですけど、一部の委員に物すごい負担をしていただいて、細かい細則というか、実施細則をつくらないといけないのです。それはあえて書いてないのですかね、よくわからないけど。そういうのを月に1回か2回か集まってやらないと、皆さんの前でご説明に至るまでにいかないわけです。病気が出たときの説明とか、補償と言われても、準備がまだとてもできていない状態です。
赤堀委員	じゃ、今回やる説明というのは…。
名取委員	事実関係、新たな検診制度、リスク、アスベスト関連の疾患について、それと心理相談だけで、救済・補償に関する点は実施できない状況です。

委員長	あくまで検診がメインですよ。
名取委員	だから、昭和47年から60年の人の検診を主にした説明会しかない。
赤堀委員	そういうふうには書いておかないと、みんな来ちゃいそうですね。
名取委員	それは広報には書く予定ですね。広報には、補償とか見舞金についての新たなご説明はもう少し後にさせていただきます、12月ではありませんということ、書き添えていただけると聞いております。
赤堀委員	これは園児向けのバージョンだけなんですけど、先生がた、職員向けのはまた別途あるということですか…。
担当課 (福室職員 課主幹)	今、名簿の整理をしているのと、補償のところはまだ確定しておりません。ただ、検診はもう予算をとってあるので、同じタイミングで検診をやりたいと思っています。
赤堀委員	職員の方がいつも何か出ていたり…。
名取委員	園児優先で全て進んでいます。やることが多過ぎますので。
赤堀委員	わかりました。
委員長	<p>来年1月からは、部会のほうがそれぞれ忙しくなるということで、その後、年度が変わるか変わらないかあたりで、委員会も必要なのかもしれないですね。その点はまたご相談をさせていただくということでよろしく願いいたします。</p> <p>では、一通り議論をお願いしましたが、よろしいでしょうか。ほかに何かありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>ないようでしたら、これで議事のほうは閉めさせていただきますので、事務局のほうにお返しをします。</p>
事務局 (古澤行政 総務課主 幹)	<p>保育課のほうから特によろしいですか。</p> <p>今、名取委員、委員長からもお話がありましたとおり、年明けからまた認定部会等の立ち上げの準備をしてまいりたいと思いますので、委員の皆さんにおかれましても引き続きお願いをしたいと思います。</p>

	また、保育課からも説明がありましたけれども、来月は説明会と相談、検診がありますので、そちらのほうもどうぞよろしくお願いいたします。
委員長	それでは、これで本日の委員会を終了させていただきます。

以 上